

居宅介護支援事務所・在宅介護支援センターのご案内

誰もが地域の中で安心して生活し、住み続けられる地域の実現のため努力いたします

社会福祉法人 輪島市福祉会 理念 **尊厳・共生・向上**

輪島市福祉会 基本理念

私たちは、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の**尊厳**を保持しつつ、地域社会と**共に**自立した**生活**を営むことができるように支援します。

私たちは、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の**向上**及び事業経営の透明性の確保を図ります。

輪島市福祉会 基本方針

1. 超高齢化が進むなか、高齢者を取り巻く環境の変化、介護保険制度を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、当法人の役職員が社会福祉法人の使命や自ら果たすべき役割を再認識し、介護者としての本旨にたちかえり高齢者福祉の進展に寄与します。
2. 地域の方々の社会福祉支援を目的に、誠心誠意のサービスに努めます。
3. 個人の尊厳を保持しつつ、介護サービスが「いつでも・どこでも・だれでも」利用できるように努めます。
4. すべての役職員は、倫理・理念を遵守し、専門性を高め、地域の一員として社会福祉の充実を目指します。

居宅介護支援事務所のご案内

居宅介護支援とは・・・ **自宅で自立した生活をするためのプランの作成やサービス調整**

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネージャー(介護支援専門員)が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそってケアプランを作成し、さまざまな介護サービスの連絡・調整などを行います。

■□■ サービスの内容 □■□

- ①**居宅サービス計画の作成**：利用者の家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、公正中立で総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画原案を作成します。
- ②**居宅サービス計画の同意**：居宅サービス計画の原案について利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。
- ③**居宅サービス計画の交付**：居宅サービス計画を作成した際には、その居宅サービス計画を利用者及びその家族及び指定居宅サービス事業所の担当者に交付します。
- ④**居宅サービス計画作成後の便宜の供与**：利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業所等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。実施状況の把握は少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接します。居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業所等との連絡調整を行います。利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ⑤**居宅サービス計画の変更**：契約者又は利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または指定居宅サービス事業所等が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と契約者又は利用者の双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- ⑥**介護保険施設等の紹介**：利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

■□■ 居宅介護支援 ■□■

■通常の事業の実施地域： 河原田地区(旧輪島市)、三井地区(旧輪島市)

■営業日： 月曜日～土曜日

■営業時間： 午前8時30分～午後5時30分

■苦情受付責任者： 管理者 苦情やご相談は専用窓口で受け付けします

■居宅介護支援費(1ヶ月あたり)

要介護区分	利用料金	内自己負担額
要介護1・2	10,420円	0円
要介護3・4・5	13,530円	0円

■その他の加算について(居宅介護支援費) (1ヶ月あたり)

加算名	利用料金	内自己負担額
特別地域居宅介護支援加算	利用料金の15%が加算されます。	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	通常の事業の実施地域以外の方(河原田地区・三井地区を除く方)は、利用料金の5%が加算されます。	
初回加算	3,000円	0円
特定事業所加算(Ⅱ)	4,000円	0円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,000円	0円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	1,000円	0円
退院・退所加算	3,000円	0円
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,000円	0円
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,000円	0円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	0円

※居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が介護保険法の規定に基づいて介護保険料を納付している場合は、**利用者の自己負担はありません**。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険から居宅介護支援費に相当する給付を受領することができない場合は、居宅介護支援費及び加算について全額を一旦お支払いしてもらいます。

■□■ 介護予防居宅介護支援 ■□■

■介護予防居宅介護支援費(輪島市より業務委託) (1ヶ月あたり)

要介護区分	利用料金	内自己負担額
要支援1・2	4,300円	0円

■その他の加算について(介護予防居宅介護支援費) (1ヶ月あたり)

加算名	利用料金	内自己負担額
初回加算	3,000円	0円
介護予防小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算	3,000円	0円

※介護予防支援に関するサービス利用料金について、事業所が介護保険法の規定に基づいて介護保険料を納付している場合は、**利用者の自己負担はありません**。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護予防居宅介護支援費に相当する給付を受領することができない場合は、介護予防居宅介護支援費及び加算について全額を一旦お支払いしてもらいます。

在宅介護支援センターのご案内

在宅介護支援センターとは・・・ **ニーズに合ったサービスを受けられるよう調整などを行う施設**



自宅で暮らしている援護が必要な高齢者や援護が必要となるおそれのある高齢者、その家族の方等からの相談に応じ、介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービス(介護保険を含む)が、総合的に受けられるように市町村等関係行政機関、サービス実施機関、居宅介護支援事業所等との連絡調整等を行います。

地域支援

1. 健康づくり教室(1講座 約10分～30分程度)

専門スタッフを派遣して以下の健康づくりのための教室を開催します。

介護福祉士 (転倒予防、認知症予防、介護の方法)

歯科衛生士 (口から食べる大切さ、入れ歯について、歯の磨き方、お口の体操)

栄養士 (食生活の相談・指導、介護食の紹介・相談)

介護支援専門員・社会福祉士 (介護保険制度の相談)



2. 施設見学及び福祉機器見学会

お気軽にお越し下さい。詳しい内容は下記の通りです。

■入浴体験※事前打合せ要 ■入浴機器の見学※随時

■車いすや歩行器、ベッド等の福祉機器の見学※随時

■訪問入浴車の操作見学※土・日曜日 ■福祉車両の見学※随時 ■施設見学※随時

お願い※1グループ5名以上～20名以下で申し込んで下さい。※送迎が必要な方は相談下さい。



3. 懐かしのテレビドラマや映画観賞会



◆水戸黄門名作選 ◆遠山の金さん 江戸の一ばん星杉良太郎の魅力 ◆忠臣蔵 櫻花の巻・菊花の巻 ◆大岡越前 第1部 DVD7枚組 全28話 ◆おしん 完全版【少女編】 ◆天皇皇后両陛下 - ご結婚五十周年をお迎えになって - ◆君の名は ◆愛染かつら ◆裸の大将 ◆釣りバカ日誌

4. 除雪応援隊

雪のため、ショートステイ・デイサービス・ヘルパー・訪問入浴サービス・配食サービス等が利用できない、外出できない等、一人暮らしの方や老夫婦世帯の方の要望に応じて除雪応援に行きます。

5. 配食サービス

(対象者)輪島市三井町・門前町(本郷地区)に住所を有する方で、

- ①おおむね65歳以上の方で自宅において食事の調理が困難な方
- ②家族の状況で、食事の調理が困難かつ他からの食事の提供が受けられない方
- ③理事長が特に認める方

(費用)1食 820円(実費相当分)【利用者の希望に応じ、1日につき2食(昼・夕)まで提供します。】

6. 輪島市地域包括支援センターとの連携

『地域包括支援センター』とは、高齢の方やそのご家族の相談を受けたり、高齢の方の心身の状態に合わせた支援を提供する「地域の総合的なサービス拠点」です。介護・福祉・医療に関することなど、どこに相談していいかわからない場合も、まずは地域包括支援センターにご相談ください。

『認知症に対する事業』とは、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできるまちづくりを推進するため、介護サービス事業所での**認知症相談窓口整備事業**等を行っています。

7. しせつの窓口



輪島市内のショッピングセンター「ファミィ」内において、しせつの窓口を開設しております。しせつの窓口は、輪島市福祉会が事務局となって、子育て支援、障害者支援、認知症支援、介護保険制度の利用者や家族等の相談を受け付けする窓口です。輪

島市内にある 42 施設の担当者が相談に応じます。お気軽にご相談下さい。

■営業日： 月～金曜日 ※土・日の開設も随時 ■相談時間： 10 時～12 時 13 時 30 分～15 時 30 分

8. その他

■災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定締結

■災害時における高齢者福祉施設間の応援に関する協定締結

【個人情報保護に関する方針】

利用者に安心の在宅生活をお送りいただけるよう日々努力を重ねております。「個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要と考えております。当法人では、情報公開・開示規程及び個人情報保護規程を定め確実な履行に努めます。

【個人情報保護の利用目的】

当施設・事業所では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人又はご家族の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 当施設・事業所内部での利用目的

① 当施設・事業所が利用者等に提供する介護サービス

② 介護保険事務

③ 介護サービスに利用にかかる当施設・事業所の管理運営事務のうち次のもの

●事故等の報告●当該利用者の介護・医療サービスの向上●入退居等の管理●利用・中止等の管理●会計、経理

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

① 当施設・事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち

●利用者に居宅・施設サービスを提供する他の居宅サービス事業所・施設や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答●利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合●家族等への心身の状況説明

② 介護保険事務のうち

●審査払い機関へのレセプトの提出●審査払い機関又は保険者からの照会への回答

③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 当施設・事業所内部での利用に係る利用目的

① 当施設・事業所の管理運営事務のうち次のもの

●介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料●当施設・事業所において行われる学生等の実習の協力●当施設・事業所において行われる事例研究

2. 他の事業所等への情報提供に係る利用目的

① 当施設・事業所の管理運営業務のうち

●外部監査機関への情報提供



■□■ お問い合わせ先 ■□■

あての木園 居宅介護支援事務所・在宅介護支援センター

電話 (0768)26-1788